

群馬県適正化通信 NO. 57

一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業における5両未満営業所に係る運行管理者の選任義務付け措置に関する取扱いについて

今般、貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、平成25年5月1日以降、原則として、営業所における配置車両数にかかわらず、事業用自動車の運行を管理する全ての営業所に運行管理者の選任義務が課されることとなり、保有車両数が5両未満の営業所でも運行管理者の選任が必要となります。

○貨物自動車運送事業輸送安全規則 (運行管理者等の選任)

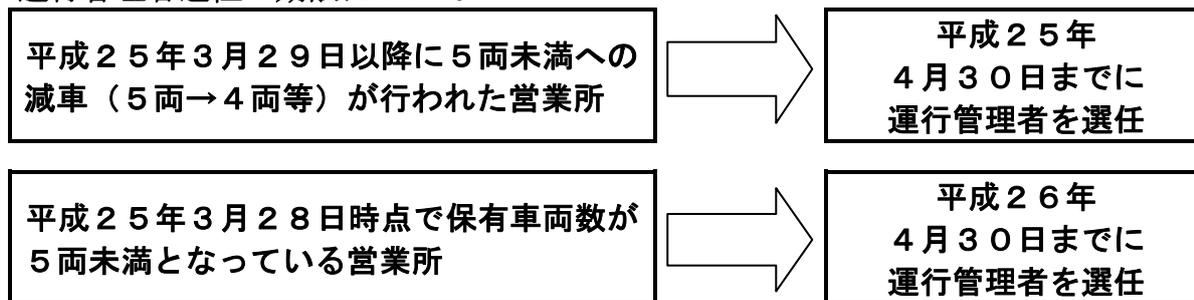
第十八条 一般貨物自動車運送事業者等は、事業用自動車（被けん引自動車を除く。以下この項において同じ。）の運行を管理する営業所ごとに、当該営業所が運行を管理する事業用自動車の数を三十で除して得た数（その数に一未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）に一を加算して得た数以上の運行管理者を選任しなければならない。ただし、五両未満の事業用自動車の運行を管理する営業所であって、地方運輸局長が当該事業用自動車の種別、地理的条件その他の事情を勘案して当該事業用自動車の運行の安全の確保に支障を生じるおそれがないと認めるものについては、この限りでない。

- (注)・専ら霊きゅう自動車または一般廃棄物の収集運搬のために使用される自動車を管理する営業所、離島に存在する営業所など地方運輸局長が認めて公示した営業所については、保有車両数が五両未満である場合、引き続き、運行管理者を選任する義務はありません。
- ・急便業者が行う急便輸送に係る自動車の運行を管理する営業所について地方運輸局等の判断において、公示することにより、運行管理者の選任義務を課さないこととして差し支えない。(一部改正により追加)

1. 最低限選任しなければならない運行管理者の数は、営業所の保有車両数ごとに定められています。

適用時点		平成25年4月30日以前	平成25年5月1日以降
保有車両数	5両未満	0人	1人
5両以上	30両未満	1人	
30両以上	60両未満	2人	2人
60両以上	90両未満	3人	3人

2. 運行管理者選任の期限について



不明な点は気軽に適正化指導員にお尋ね下さい。

群馬県貨物自動車運送適正化事業実施機関

電話 027-212-8821